

2010年11月26日

関係各位

野村アセットマネジメント株式会社



## 野村アセットマネジメント、 インデックスファンドシリーズ「Funds-i」10本を新規設定、専用サイトを開設

野村アセットマネジメント株式会社(執行役社長兼 CEO:吉川淳)は、本日、国内外の株式・債券・REIT 等の代表的な指数を連動対象とするインデックスファンドシリーズ「Funds-i」を新たに設定したと発表した。

「Funds-i」の設定は、金融資産の保有比率が相対的に低い 30~40 歳代の資産形成層が投資しやすい商品を提供することで、投資信託保有層の裾野を拡大することを目的の一つとしている。

10 本のインデックスファンドで構成される同ファンドシリーズは、資産形成層のライフスタイルを踏まえ、インターネットの活用を見据えた商品設計としている。また、政府が 2012 年から導入を検討している「日本版 ISA(少額の上場株式等投資のための非課税措置)」が実施された場合には、資産形成層の投資信託の活用が活発化することも期待される。

同社は、「Funds-i」の専用サイトを開設し、「インデックスファンドの基礎知識、用語解説」、「マーケット情報」をはじめとして、「インデックスファンド投資のための経済教室」など、同ファンドシリーズへの投資に役立つ様々なコンテンツを提供していく。

※「Funds-i」の専用サイトはこちら  
<http://indexfund.nomura-am.co.jp>

※「Funds-i」は、同社が運用するインデックスファンドシリーズの新たな統一ブランド。「Funds-i」の「i」は、「私」(私)が、internet(インターネット)を通じて取引する、index fund(インデックスファンド)、のそれぞれの頭文字を表している。



以上

### 【投資信託に係るリスクについて】

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価格が変動します。したがってお客様のご投資された金額を下回り損失が生じることがあります。又、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面をよくご覧下さい。

### 【投資信託に係る費用について】(2010年11月現在)

#### ■申込手数料…上限 4.2%(税込み)

投資家が投資信託の買付を申し込む際に負担する費用です。販売会社が販売に係る費用として受け取ります。手数料率等については、投資信託の販売会社に確認する必要があります。投資信託によっては、換金時(および償還時)に「換金手数料」等がかかる場合もあります。

#### ■信託報酬…上限 2.121%(税込み)

投資家がその投資信託を保有する期間に応じてかかる費用です。委託会社は運用に対する報酬として、受託会社は信託財産の保管・管理のための費用として、販売会社は収益分配金や償還金の取扱事務費用や運用報告書の発送費用等として、それぞれ按分して受け取ります。

#### ■信託財産留保額…上限 0.5%

投資家が投資信託を換金する際等に負担します。投資家の解約等によって信託財産内で発生するコストをその投資家自身が負担する趣旨で設けられています。

#### ■その他の費用

上記の他に、「組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料」、「監査費用」、「外国での資産の保管等に要する諸費用」等、保有する期間等に応じてご負担いただく費用があります。運用状況等により変動するため、事前に料率、上限等を示すことができません。

※上記の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

### 【ご注意】

上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、野村アセットマネジメントが運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前によく投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面をご覧下さい。

商号:野村アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第373号

加入協会:(社)投資信託協会／(社)日本証券投資顧問業協会